

発委第3号

令和8年3月24日

北栄町議会議長 前田 栄治 様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 齊尾 智弘

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

日本は唯一の被爆国であり、人々が戦争による恐怖や欠乏から逃れ、安全で安心して生活ができる世界の実現のため。

非核三原則の堅持を求める意見書

日本は、かねてより核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持してきた。それは、日本が、唯一の被爆国として、戦争の悲惨な経験を知っているからである。

わが鳥取県は、昭和62年、核兵器廃絶平和鳥取県宣言を採択し、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である」としている。

人類の繁栄や恒久平和、無用な殺戮の防止のため、核兵器を廃絶し、非核三原則を堅持することは、今を生きる人間の果たすべき責任である。

ついでに、本議会として、政府において、非核三原則を堅持されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条によって意見書を提出する。

令和8年3月24日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣	総務大臣	外務大臣	防衛大臣
	衆議院議長	参議院議長	